

令和7年度第1回茅ヶ崎市青少年問題協議会 会議録

<p>議題</p>	<p>1 報告事項 (1) 令和7年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針に基づく事業計画について (2) 青少年国際交流事業に係る報告について</p> <p>2 協議事項 (1) 令和8年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針について (2) ヤングケアラー支援について (3) 青少年のインターネットトラブル等に対する取組について</p> <p>3 その他</p>
<p>日時</p>	<p>令和7年7月24日(木) 13時30分から15時30分まで</p>
<p>場所</p>	<p>茅ヶ崎市役所 分庁舎5階 コミュニティホール会議室A・B</p>
<p>出席者氏名 (敬称略)</p>	<p>【会長】 佐藤 光 【副会長】 岸 正明 【委員】 木山 耕治、水嶋 富士雄、木下 操、金子 恵、松本 陽子、上野 洋一郎、金子 芳郎、馬場 信行、鈴木 光太、倉田 慎一、松永 忠弘、力石 裕司、吉原 弘子、岸 宏司、竹内 清 (欠席) 稲見 桃、鈴木 健二、杉山 徹、赤坂 雅裕</p> <p>【幹事】 沼澤 弘税、谷久保 康平、瀧田 美穂、坂田 哲、青木 聡、白鳥 慶記、木村 千裕、新居 博志、松永 昭治、松岡 智紀、仲手川 武、鈴木 俊也 (欠席) 大竹 功、佐藤 勇</p> <p>【関係職員】 大久保 牧子、関山 知子、松下 晃久、中原 英子</p> <p>【書記】 山上 洋介、山田 滉太、成瀬 雅子</p>
<p>会議資料</p>	<p>・次第 ・【資料1】令和7年度事業計画</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・【資料 2 - 1】青少年海外派遣事業について ・【資料 2 - 2】ホノルル市・郡青少年受入事業について ・【資料 2 - 3】「スモール モンマルトル オブ ビトラ 2025」 ・【資料 3】令和 8 年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針（案） ・【資料 4】ヤングケアラー支援について ・【資料 4 - 2】令和 6 年度児童相談所虐待相談受付件数の内訳 ・【資料 5】ネットパトロール事業について ・（参考資料 1）茅ヶ崎市青少年問題協議会委員名簿 ・（参考資料 2）茅ヶ崎市青少年問題協議会規則 ・（参考資料 3）青少年問題協議会要綱 ・（参考資料 4）茅ヶ崎市青少年対策基本方針
会議の公開・非公開	公開
非公開の理由	
傍聴者数	0 名

○青少年課長より

- ・協議会所掌事務の説明
- ・委員・幹事の変更報告
- ・委員の過半数の出席を満たし会議の成立（全委員 21 名、出席委員 18 名）

【開会】

○佐藤会長

日頃より地域の青少年の健全な育成、青少年にまつわる各種課題の解決のためにご尽力いただいております皆様に心から感謝申し上げます。

議事に入る前に茅ヶ崎市青少年問題協議会の運営について、お諮りしたい点が 2 点ある。

1 つ目は、会議の公開非公開についてである。本市では情報公開条例に基づき審議会の会議については公開を原則としている。個人情報等の非公開情報を含む場合には非公開とするが、今回の議事では個人情報の取り扱いはないので、公開とさせていただきたい。

2 つ目としては、会議録の形式についてである。発言については摘録を原則とし、委員名を記載した上で、ホームページ及び市政情報コーナーで公表したい。会議録は事務局が作成する。

(「異議なし」の声あり)

なお、本日の本会議の傍聴を希望する方はいない。

議事 1 報告事項

(1) 茅ヶ崎市青少年対策取組方針に基づく令和7年度事業計画について

○書記

資料1「茅ヶ崎市青少年対策取組方針に基づく令和7年度事業計画」について説明する。こちらの議題は、「茅ヶ崎市青少年対策基本方針（関連資料4）」に基づき毎年設定している。資料1の2ページ「令和7年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針」に基づく各事業の上半期の実施状況について報告する。

主要な事業として取り上げた事業のうち、青少年課事業「茅ヶ崎公園体験学習センターにおける自主事業」の他、教育センター事業「青少年教育相談事業」、青少年会館事業の「青少年事業の実施」について報告する。

教育センターの「青少年教育相談事業」については、近年の不登校や引きこもり児童・生徒の増加もあり、実情も踏まえながら本事業の報告を行う。

また、青少年会館の「青少年事業の実施」についても、居場所づくりや多様な学習の機会を提供する青少年会館ならではの事業報告を行う。

初めに青少年課事業「茅ヶ崎公園体験学習センターにおける自主事業」について、青少年課から報告する。

茅ヶ崎公園体験学習センターは令和6年4月から指定管理者制度が導入され、現在は株式会社タウンニュース社が管理運営を行っている。令和6年度は67事業を自主事業として開催し、これは直営で運営していた前年度と比較すると47事業の増となった。令和7年度の自主事業として予定しているものは65講座ある。今年度事業計画としては16講座を特に青少年の学びに焦点を当てたものとする予定。青少年を対象とした事業の主なものとしては「親子で学ぶ お魚さばき教室」や「クリスマスコンサートでの湘南工科大学附属高校吹奏楽部演奏」があり、市内高校生が講師となって開講しているけん玉教室は毎月定例の定期講座として今年度も引き続き開講している。

今年度は指定管理2年目をむかえ、指定管理者も新たな取り組みを始めた。受付前のスペースを活用した「うみかぜミュージアム」の企画ではアゲハチョウのふ化から蝶になるまでの飼育展示、柳島海岸の生き物を展示したタイドプールなど、様々な体験ができるような仕掛けを用意し、館内展示とその時々自主事業を絡めていく工夫もされ、講座当日だけでなくその前後での来館にもつながっている。

施設の南側にあるオリーブ広場での外遊びやフリースペース、学習室などの利用を通じて、子どもたちの放課後の居場所としての利用がにぎわっている。

○教育センター所長

取組方針、目標、目的については記載のとおり。青少年教育相談では電話相談と来所による面接相談により学校生活、友人関係不登校いじめ発達家族関係に関する事など、児童・生徒・保護者の皆様の一人一人の実情に応じて相談を実施している。

電話相談には、学校での管理職経験のある相談員を中心に対応し、面接相談については、臨床心理士の資格を有する心理相談員が対応している。不登校支援の一環として、あすなろ教室を運営し、県費負担教職員指導員補助員が学校復帰や社会的自立を支援している。

複雑化、多様化する相談、不登校の状況について、適時適切に対応できるよう、相談員がスーパーバイザーからの指導助言を受け、相談活動、不登校支援を実施している。不登校児童生徒数が年々増加し、不登校の要因が複雑化、多様化している状況を踏まえ、不登校を生じさせない、児童・生徒にとって安全・安心な学校づくりのための学校支援と不登校児童・生徒への支援の充実を両輪として、教育センターとして取り組んでいく所存である。

○青少年会館長

青少年の健全育成のため、余暇活動推進の一環として居場所づくりや多様な学習の機会の提供を実施している。他課や企業等との連携講座を紹介する。全14事業のうち、連携講座は3つ実施する。「初めて学ぶ簿記」では、市内在住、在学、在勤のいずれかの中学生から30歳までの青少年を対象に実施し、小和田公民館の社会教育嘱託員が講師となる。また、青少年会館の社会教育嘱託員二人が小和田公民館の子ども事業の「樹脂粘土工作」と「ちりめんモンスターを探せ」の講師をすることで、事業の連携を図っている。

次に「かながわりレー教室」では、神奈川県内に在住または在学の小学生を、「プチロボで競争しよう 茅ヶ崎大会」では、県内に在住または在学の小学3年生から小学6年生を対象に、県立青少年センターと共催で実施する。こちらは、実験ショーや工作指導を行う県立青少年センターの職員と、アシスタントである高校生科学ボランティアなどと世代交流を、また参加する市内外の小学生が地域交流をできるよう連携を図っている。

○吉原委員

情報提供とそれからお礼をこの場でお話をさせていただきたい。今年度は教育委員会から社会教育委員会議が諮問された学校支援地域連携事業の中の学校運営協議会が徐々に進んでいると伺っている。これに関して社会教育委員が調査、研究のために各小・中学校の学校の先生方にアンケートを実施した。年度末に集計結果を教育委員会に提出・公開されるため、目を通していただき各地域の活動に活用していただきたい。

(2) 青少年国際交流事業に係る報告について

○書記

「青少年国際交流事業に係る報告について」を説明する。姉妹都市であるアメリカ合衆

国ハワイ州ホノルル市・郡との国際交流事業に係ることを協議する「青少年国際交流事業実行委員会」に本協議会の代表として立ち上げ当初からご参加されている青少年指導員協議会会長の松本陽子会長から、これまでのホノルル市・郡との青少年国際交流事業についての取組等をお話しいただく。

○松本委員

この事業は平成29年度から行われており、第1回目の茅ヶ崎市からホノルル市への派遣が平成30年3月に、平成31年3月にはホノルル市から茅ヶ崎市への派遣が行われた。コロナ禍の影響で一時中断となり、一昨年からの派遣交流が再開し、昨年度は3月にホノルル市からの児童の受け入れをした。今年度に関しては、茅ヶ崎からの派遣として9月に募集を締め切り、秋頃に派遣者が決定する予定である。対象者は市内在住の小学校4・5年生である。派遣の受け入れと併せて2年間にわたる事業のため、6年生が3月の受け入れとなると卒業式と重なってしまうため、4・5年生の募集としている。当初は応募が少ない事業であったが、近年は倍率が上がっている。市内の子どもたちの中で一部の子どもが参加する事業であるが、派遣後に様々な市の事業に携わってくれる報告をしてきている。

受け入れに関して、今年度は梅田小学校に行って給食を食べたり、掃除をしたり、ドッジボールをしたりと、ハワイでは体験しないことも体験できていた。少しずつ盛り上がりを見せている事業であり、参加する子どもたちや参加経験者が増えたことで、様々な場種をまいている事業となっている。

○佐藤会長

ホノルル市以外でも本市ではホストタウン交流の一環として、北マケドニア共和国ビトラ市で実施されている国際絵画コンテスト「スモールモンマルトル・オブ・ビトラ」に2021年より参加している。5回目の参加となる本年のコンテストには、世界85か国から約8万点の作品が寄せられ、茅ヶ崎市は市内8校から31作品を応募した。松林中学校の生徒2名が金賞、3名が入選し、梅田中学校が団体賞を受賞した。

5月23日にビトラ市で行われた現地での授賞式には、受賞者の代理として在北マケドニア共和国日本大使館の河原 節子特命全権大使が出席し、受賞作品は世界各国の子どもたちの作品とともに現地で展示された。

また、7月23日には本市内で授賞式を開催し、松林中学校の生徒2名、梅田中学校の生徒2名が参加した。河原大使と駐日北マケドニア大使館 リュプチェ・ブラゴエフスキー臨時代理大使も出席し、表彰状を直接手渡した。

受賞者が北マケドニアについて両大使に質問する場面もあり、交流を通じて同国への理解を深める貴重な機会となり、北マケドニア外務貿易省・北マケドニアパビリオンディレクターのトライチェ・ルシェフ氏からは、現在開催中の大阪・関西万博に関連した記念グッズの贈呈があったので併せて紹介する。

○力石委員

ホノルルとの姉妹都市交流に関して、小学生の交流事業であるレインボーキッズについて紹介があったが、かつては3年間、教員派遣事業があった。

それにより直接的な交流もでき、現地に派遣した教員が準備したビデオレター等で現地との繋がりができていた。このような国際的な事業の中で生徒が新たなものに出会うことは非常に大きな影響があると考えます。教員派遣事業は終了したが、今年度鶴が台中学校では姉妹都市担当と教育委員会の協力で、ビデオレターによる交流で現地の生徒との交流の取り組みを始めている。

一方で学校現場では様々な理由から国語弁論大会や創作ダンス発表会などが廃止され、子どもたちの活躍の場が減少している。

交流事業は学校教育において非常に大きな教育資源である中で、例えば茅ヶ崎・ホノルル両市の市長杯といった英語弁論大会等も検討してほしい。市立学校だけでなく茅ヶ崎市に在住する中学生、高校生も含めて、未来の両市の交流といったテーマで英語弁論をし、優勝者はホノルルに派遣する。またホノルル市でも日本語のコンテストを開催するといった学校教育現場に落としこんだ交流の新たな取り組みを市で検討していただけるとありがたい。

議事2 協議事項

(1) 令和8年度茅ヶ崎市青少年対策取組方針について

○書記

取組方針は、青少年が可能性の幅を広げ主体的に活動できるよう、青少年対策を実施し、青少年の育成活動を推進するものである。例年は第2回の協議会にて翌年度の方針を設定していたが、本年度からスケジュールを前倒しにしたため、第1回にて翌年度の方針を定め、第2回において方針をもとに翌年度の計画を策定する。

現在は本協議会のスケジュール移行期間であるため、本年3月において令和7年度の方針を定めたばかりであり、令和8年度の方針案は同様としている。市全体の実施計画の状況によって実施事業が変更となり、それに伴い方針が変更となる可能性があることから、必要に応じて第2回でも修正できることとしたい。

○佐藤会長

事務局案についてご意見を伺う。

(意見なし)

事務局案のとおりとし、修正の必要があれば第2回の協議事項に加えることとする。

(2) ヤングケアラー支援について

○書記

令和6年6月5日施行「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」により、各機関の相談及び助言その他の援助を行うよう努めるようにこども家庭庁から通知が発出された。具体的には、各機関はヤングケアラーの状況を把握し、速やかに適切な関係機関等へ誘導、関係機関等が行う支援を地域住民へ周知することが求められている。本市では、こども育成相談課が本年度に小学5年生から中学3年生の1万人以上を対象にアンケートを実施し、結果を取りまとめる予定となっている。本市においても相当数の支援が必要となる可能性がありヤングケアラーは大きな課題・問題である。

こども育成相談課課長からヤングケアラーの概要や市の取組について、また神奈川県中央児童相談所子ども支援第二課課長から関連する相談状況等についてお話しいただく。地域の関わり方について意見交換を行っていただき、課題解決に向けた契機としたい。

○こども育成相談課長

資料4に基づき説明する。1ページをご覧ください。国はヤングケアラーへの支援を強化するため、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律において、子ども・若者育成支援推進法を改正し、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者として、国、地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーを明記した。資料にこども家庭庁のホームページから引用したヤングケアラーの例を記載している。「過度に」という記載があるが、それらの世話をを行うことにより健やかな成長発達に必要な時間が奪われ、ケアに伴い身体的、精神的負荷がかかることにより負担が重い状態を指す。

3ページに移る。国が実施した調査として、令和2年度にヤングケアラーの実態に関する調査研究が行われ、中・高校生を対象に全国調査が初めて実施され、令和3年度には小学生に対し調査が行われた。

中学2年生を対象とした調査の実施結果によると、世話をしている家族がいると答えたのは5.7%であり、全日制高校2年生を対象とした調査の実施結果によるとその割合は4.1%となる。中・高生の回答方法は、学校を通じて周知しWeb上で回答したものである。

5ページに移る。小学6年生を対象とした調査の実施結果によると、世話をしている家族がいると答えたのは6.5%である。小学生の回答方法は、対象校宛に調査票を郵送し配布、児童は原則自宅にて回答の上郵送にて回答したものである。

また資料にはないが、大学3年生を対象とした調査では世話をしている家族がいる割合は6.2%であった。

本市でもこども家庭センターで把握しているヤングケアラーに係る事案が一定数あり、本人や家族に対する面談を通して、現状把握と問題の整理を行い、関係機関等と子どもを中心に置いた検討会を重ね、保護者の状況の改善を図りながら、家庭への支援を行っている。

るが、全体的な実態把握は行っていない。おそらく国の調査と同様の割合であると予測される。この度アンケート調査を実施し、実態把握に努めるとともに、個別具体的な支援につなげる考えである。

6 ページに移る。学校の協力のもと公立の小学5年生から中学3年生までの児童生徒約1万人を対象に、7月7日から18日の期間でWebアンケートを実施し、学校で配布されているタブレット端末を使用して回答をしてもらった。アンケート実施前に教員からヤングケアラーの定義やお世話とお手伝いの違いなどを伝え、正しくヤングケアラーを理解した上で回答できるようにした。回答の内容によって面談などを行い、必要な支援を一緒に考えていく場合があることの記載もしている。子どもにわかりやすい表記にし、子どもの心情に配慮し、調査への回答やその後の支援への抵抗感を強めることのないよう、教育委員会とも連携を図りながら作成した。任意の記名式にすることで、継続的な関わりが必要と判断した子どもが特定でき、個別具体的な支援につなげたいと考えている。家族のお世話をするのはとても価値のある大切なことである旨を記し、悩みや心配がある場合の相談先も紹介し、相談できることを伝えている。

現在は集計作業を進めており、今後9月ごろまでに結果をまとめ、分析し、対応方針を決定する。10月以降には実施小中学校へアンケート結果の報告を行い、支援対象者へのアプローチを開始する予定である。

7 ページに移る。実際のアンケート内容の一部を抜粋したものを資料に掲載しているので、ご参照いただきたい。

ヤングケアラーの家族が抱える課題は重層的であり多岐にわたる様々な視点からのアプローチが必要となる。当事者の気持ちや意向に寄り添いながら、よりよい支援の方向性を模索し、関係する機関と支援に向けて連携をより深めていきたい。

○神奈川県中央児童相談所 子ども支援第二課長

児童虐待の4種類のうち心理的虐待が最も多い状況が続いており、令和6年度も5005件、62.4%が心理的虐待である。経路別では資料のとおりであり、警察からの通告全体の4割を占めている。昨年度の中央児童相談所の管内の受理件数は2054件で、今年度は四半期を終えた時点での試算で2500件ほどを受理する見込みである。

今年度の児童福祉法の改正に伴い、6月から児童相談所の一時保護における司法審査が始まった。親権者の同意によらない一時保護を行う場合、児童相談所が行う行政処分としての一時保護の適法性透明性の確保のため、一時保護開始の7日以内に地方裁判所に保護状を請求することとなった。

親権者の特定がまず課題であり、現在各市町村の協力を受けて即時的に戸籍を広域交付で取り寄せ、親権者の特定ができていない状態である。中央児童相談所での司法審査開始以降の一時保護は60件を超えているが、保護状請求に至ったのは3件のみである。行方不明や、1週間以内に同意書へのサインができない場合がこれにあたるため、大多数からは同意を得ることができている。

児童相談所におけるヤングケアラーに関して、児童相談所に関わる子どもは、保護者や自身と兄弟の何らかのケアを担っているという場合が多い。地域で支える皆様と児童相談所でヤングケアラーの線引きが異なる印象を受けているが、それはグレーゾーンが若干異なるからと考えている。それは児童相談所がヤングケアラーを容認しているのではなく、児童相談所が子どもの意向や保護者との関係にも着目をしながら、家庭への関わり方を検討する視点を持っていることによる。ただ地域から見て、なぜ一時保護しないのかと疑問を持たれることもあるが、司法審査の開始により一時保護の適法性、透明性が求められる中では、保護者及び子どもの同意のない中で無理やりに保護をすることができないというジレンマを感じている。

また昨年度まで一時保護所の課長をしていたが、一時保護所で子どもを見ていると必ずしも一時保護がいいとも思えない状況もあると感じている。無理な一時保護は保護者のみならず、子どもとも関係が取れなくなるというのが児相の抱える課題である。立場や視点が違うという利点を生かして、十分な意見を共有しながら子どもを守るという立場で皆さんと協働していきたい。

○佐藤会長

意見や質問、感想はあるか。

○木下委員

ヤングケアラーについてのアンケート調査の対象者が本市では小学校5年生以上であるが、実態として低学年にもヤングケアラーがいる。今後対象を広げていただきたい。また先ほどの説明の中で、本日出席している関係機関と連携を図りたいという言葉があったが、民生委員児童委員の協議会にも連携を図れば実態把握がよりつながりやすくなるかと考える。

○こども育成相談課長

今回の対象者選定は、小学校高学年になると家庭内で担う役割が大きくなることや、学業や友人関係などから身体・心身の影響が顕在化されることから設定した。またアンケートの設問から自分のことを客観視でき適切に回答できる理解力が備わってくる年齢でもある。

民生委員児童委員協議会とも連携したい。

○松永委員

低学年をアンケートの対象にするということに関して、生活の多くの時間を過ごす学校において子どもたちの状況を把握することは学年に関わらず学校としての責務だと考える。民生委員児童委員協議会と定期的に情報交換をしているが、6.5%の小学生がヤングケアラーに該当するということは、35人の学級で2人ないし3人がそのような状況に

あるということである。学校と家庭は年度当初に家庭訪問にて家庭環境を含めてお聞きし、面談についても夏に実施するがそれまでは保護者と会う機会がないことがある。そのため家庭環境や保護者の状況を把握しづらくなっている。

その中でも、生活の多くの時間を過ごす学校での子どもたち一人一人の様子に注意を払うために、朝食を食べてきているか、汚れている服を毎日着ていないかといった会話や様子から家庭環境にまで私たちは目を向けなければいけないと考える。そのような中で支援が必要と思われる場合は、ことも家庭センター、児童相談所への連携を密にとっていきたい。スクールソーシャルワーカーにも教育と福祉をつなぐ専門職としての意見を伺いながら対応していきたい。

○木下委員

現在、小学校では高学年から教科担任制を導入していることから、交流授業を普段から取り入れることにより、縦割り活動ができ、1年生から6年生までのつながりや見守りができるのではないかと考える。学校へ訪問した際もクラスに入れない児童が廊下におり、担任教諭ではなく適切な立場の職員が寄り添っているのを拝見した。そのように子どもたちを守りながら育てていく取り組みを茅ヶ崎市では導入しているため、市内全校でそのような方針を進めていただきたい。

さらに全教職員が見守る雰囲気を作っただけだと地域としても地域の子どもたちは地域で見守り育てようという機運を高めていく目標になる。学校と保護者と地域が繋がるために壁を取り払っていきたい。

(3) 青少年のインターネットトラブル等に対する取組について

○書記

令和6年度に本市では「子どもの安全を守る都市宣言」を改定し、子どもを取り巻く社会環境が多様化複雑化している旨を追記した。青少年がインターネットトラブルに巻き込まれることも多く、仕事の内容を明らかにしないまま高額な報酬の支払いを示唆する、いわゆる闇バイトに安易に応募し、特殊詐欺や強盗等の重大な犯罪に加担してしまうことが大きな社会問題となっている。これまでの逮捕者や警察に保護を求めてきた者のうち10代から20代の若年層が一定数を占めていると警察庁等からの通知にも記載がある。文部科学省からも、令和6年12月13日事務連絡青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させないための対策についての発出があり、警察庁からの全国各教育委員会等に周知啓発の依頼があった。このような状況を受け茅ヶ崎警察署生活安全課長から青少年のインターネットトラブル等の現状やそれに対する取り組みについて情報提供をいただく。併せて小中学校の非行防止等のための青少年課での取り組み、ネットリテラシー教育についての社会教育課での取り組みを共有する。

○茅ヶ崎警察署 生活安全課長

青少年の現状について説明する。5月末現在で県内の検挙人員が588名、うち茅ヶ崎警察署管内で検挙したのが18名である。特別法犯で検挙されている県下の数が123名、うち茅ヶ崎警察署管内では3名であり、管内合計で21名を被疑者として検挙をしている状況である。内訳として傷害事件や恐喝事件といった粗暴犯罪が増えおり、一番多く、次は虐待であり管内の虐待案件は非常に多く県内で5本の指に入る。6月末現在の手元の経過報告件数によると、児童相談所の通告件数が8,700件、内訳として、身体的虐待が1,061件、心理的虐待など6,486件、ネグレクトが647件、性的虐待が13件という状況の中で、管内の通告件数は身体的虐待が41件、心理的虐待が181件、ネグレクトが21件、性的虐待が0と県内で比較しても多い傾向である。

特殊詐欺についても5月末時点で県下20名ということで、昨年同時期よりも2名多い状況である。内訳は無職の少年が10名、高校生が8名、そして中学生もおり低年齢化がみられる。

次に福祉犯罪として青少年の性被害ですが、5月末で県下531名の検挙となり、これは昨年比と比べると44名増加している。このうち盗撮に関わる画像事件が133名、児童買春、児童ポルノ、18歳未満の子どもの性的な肢体の撮影や提供、性行為が63人検挙という状況である。当所管もうち4名を検挙しており、XやTikTokといったSNSやマッチングアプリで18歳未満の少女が成人男性に呼び出されて性的被害にあうという被害が確認されている状況である。

警察としては、事件グループの解体を図る一方で、Webサイトに関してはサイバーパトロールによる違法な情報の削除やそこからの事件化を行っている。リテラシー教育として小中学校の年代別のネット教育を学校にて行い抑止を図っている。

インターネットに関する問題は、画像生成による悪質な事案がこれからどんどん出てくると懸念されており、AIの機能で簡単にポルノの画像を生成したりやってもいない動作をやったように見せたりすることができてしまう。子どもたちは遊び感覚で行うが、これが名誉毀損や侮辱罪といった様々な法律に抵触し犯罪となる。警察でも危機感を持っているため、より一層学校と協力して児童・生徒への教育や保護者による監督指導について情報発信をしていく必要があると取り組みを進めている。

○書記

青少年課の「ネットパトロール事業」について説明する。市内小・中学校の児童・生徒の書き込み等を中心に、インターネット上の有害情報を監視するため、学校教育指導課と連携し、悪質な書き込みに対するサイト管理者への削除依頼や児童・生徒、保護者等への指導などの対応を実施しているもので、平成21年12月から行っている。X・

Instagram等のSNSにて、キーワード入力等行い、市内の小中学生の投稿で「個人名」

「学校名」等が掲載されているものを抽出し、月末に学校教育指導課へ報告、適宜学校へフィードバックをする流れである。特に個人が特定でき、誹謗や中傷、わいせつ行為、暴力誘発や問題行動に関する書き込み等緊急性を有する情報については即時報告等の対応を

行っている。

昨年度の実績は、小学校11,366件・中学校26,218件、計37,584件の検索を行い、個人が特定できるが、問題がない情報も含め、年間749件の報告を学校教育指導課及び各小中学校へ報告した。「自傷行為や自身を卑下する発言を投稿する生徒の情報を学校に提供することで、生徒の心理状態を察知することができ、教職員等によるその後の支援に生かすことができた」等の事例があり、多感な児童・生徒へ寄り添うための取組にもなっている事業であると考えている。

課題として、子どもたちが利用するツールの多様化や、やり取りの閉鎖性が高まる中、年々検案件数、報告数が減少しているため課題がある。

○社会教育課長

令和6年度に実施したネットリテラシーの取り組みとして、11月16日に開催した「未来を創る親子で学ぼうeスポーツ体験」について報告する。

茅ヶ崎公園体験学習センターうみかぜテラスを会場に小学3年生から6年生までの児童とその保護者を対象として実施し15組32名の参加があった。茅ヶ崎eスポーツクラブ代表の山村優氏に講師を依頼し、eスポーツを体験するだけでなく、インターネットリテラシーを○×クイズ形式で楽しく学ぶ内容を取り入れた。

この事業の目的は2点あり、1つは親子双方の学びを促進することである。インターネット利用が日常となる現代において、子どもだけではなく、保護者にも情報モラルやリテラシーの重要性を再認識してもらい、家庭での対話のきっかけなることを目指した。もう1点は、eスポーツを通じた健全なインターネットの利用の啓発である。子どもにとって身近なeスポーツを導入し、ゲームのルールやマナーと同様にインターネットを利用する上でのルールや潜在的な危険性を理解してもらうことを意図している。効果として、インターネットリテラシーの習得と同時に、親子の対話が促進されたこと、○×クイズ形式という参加型のアプローチが子どもの学習意欲を引き出し、主体的な学びに繋がったと認識している。

○上野委員

先日高校のPTA関係でネット系の専門家から話を伺った話を紹介する。高校生へ高額アルバイトと通常アルバイトのサイト情報を見せ、情報の正確性や自身がやりたいかのアンケートを行った場合に、高額アルバイトを選ぶ人が多かったとのことだ。我々からみれば明らかに怪しい情報も、そのように受け取られないということに恐怖を感じた。大人が当たり前と考えているレベルから少し下げて、しっかりと教育していく必要があると感じた。

○倉田委員

高校生になるとネットに触れる機会が増え、危険にさらされる機会も増えるというの

は、そのとおりである。そのためネットリテラシー教育も行っているが、相手はささいな情報を掴んで、生徒に忍び寄ってくる。身を守るためにネットリテラシーを習得することも大切だが、悪い人は些細な情報から近づいてくるという危険性も併せて伝えていった方が良い。

○鈴木委員

友人から聞いた話では50万円がもらえるアルバイト募集の話があった人もいるのとことで、闇バイトが大分浸透しており、その気になったらすぐできてしまう環境になっているように感じる。そのため、やはりリテラシー教育はとても重要であると考えている。

○力石委員

中学校ではSNSやインターネットを介したトラブル・いじめ事案は以前からあり、これまではできるだけ使用させない、また保護者の責任において指導すべきであるという考え方があった。一方でスマホを持たせる時期が低年齢化し、学校でも1人1台タブレット端末が配備され数年経過している現在において、フィルタリングや使用時間の制限だけでトラブルを防げる状況ではない。子どもたちはAI、SNS、インターネット等とこれまで以上の大きな関わりを持ちながら生活していくことになる。だからこそ日々変化していくSNSやインターネットの危険性をしっかりと理解させ、使用を制限するのではなく、どのように安全に使用するかという視点での教育が必要であると考えている。そのために子どもたちの情報モラル、ネットリテラシー教育について学校教育が一定程度担う必要があり、警察をはじめとした外部人材を活用してより専門性の高い講演会授業の実践も必要であると考えている。昨今の事例から、子どもたちの親やさらに上の世代でもだまされてしまう中で、危険性についてアップデートしながら発信していくことが大切である。そういった中で各学校に割り当てられている外部講師を招聘するための予算については、主に授業改善・授業研究での講師を呼ぶために支出しており、本市の学校における授業研究の充実に大きく寄与しているものであるが、情報モラル分野での講師招聘は全学校において予算化されておらず十分とはいえない状況である。そのため先日も私自身が講師となり、自校の生徒を対象に講演会をするとともに、近隣の小学校にも出張授業を行った。管理職・子どもたちの状況をよく知っている教員として話すメリットはあるものの、1回の講演会で解決するような単純な問題ではなく教育効果も十分ではないと感じ、やはり外部講師等の招聘や、警察等の関係機関とのさらなる連携が必要だと考えている。SNSを入口として闇バイトに関わる中学生が実際に現れている。この課題については学校だけでなく、教育委員会、市を挙げて体系的な対応策を講じる必要がある。

○上野委員

ネットパトロール事業について質問ですが、青少年課の行っている事業について学校あるいは生徒に告知しているのか。

○書記

様々な市の取り組みとして、「子どもを守る安全都市宣言」に関する事業として市のホームページ等に掲載している。直接的に事業について周知しているものではない。

○上野委員

私自身も子どもが中学校や高校に通う中で、事業の周知をすることで抑止効果があるのではないのかと考えた。

○書記

いただいたご意見を踏まえ、現在新学期の時期に行われている市職員が腕章をつけて周知啓発をする「子どもの安全を守る活動」とあわせて検討したい。

○松永委員

力石委員の話に関連して、インターネット・SNS等の利用に係る問題、またSNS上のいじめ等も含め小学校においても低年齢化している。高学年へのリテラシーのモラル教育だけでなく、各学年の発達段階に応じた教育が必要だと感じている。各学校の実態や子どもたちの状況に応じた、担任や外部人材による事業を継続して行う必要がある。学校教育指導課から全校対象に研修を開講され、これは講師料といった面も含めてとてもありがたかった。各学校の実態に応じた研修も必要だが、市から提案いただくものも学校としてはとても助かる。

○力石委員

この議題にはインターネットトラブルの悪質な書き込みや誹謗中傷も含むと考えられ、補足する。大人でもインターネットの中で炎上などが発生している。ただ炎上というのは、書き込みする人の40万人に1人の割合で起きるものと言われており、不必要に心無い書き込みに苦しむことはないと先日私が行った講演会で話した。しかし子どもたちにとって、気にしなくてもよいといわれても気になってしまう現実がある。そのため近くの大人への相談が重要であるということと、そのような誹謗中傷を書き込むような人になってはいけないと結論付けた講演とした。情報モラル教育ではインターネット等のトラブルに特化した発信ではなく、広い意味で子どもたちの人間性を育てていく必要があり、今後とも学校、地域、行政で連携したい。

議事3 その他

○木下委員

民生委員児童委員と主任児童委員は法で定められたいくつかの活動を求められている。学校とさらに繋がる道筋を作っていただけたら大変ありがたい。学校運営協議会でも学校

からその役割を言われてない学区もあるので、そういったことのないようお願いする。

○竹内委員

民生委員児童委員協議会の皆さんに学校の子どもたちのことを支援していただいていること大変感謝している。地域の教育力はこれからも大事にしていきたい。学校運営協議会などの委員や個別へのご相談など、様々な手だてをとり連携を深めていけるよう各校長会の方にも連絡する。

○書記

次回の青少年問題協議会は来年1月下旬ごろを予定している。